

第2回千曲市空家対策協議会会議 議事録（要旨）

平成30年2月28日 午前9時～10時

千曲市役所更埴庁舎3階 応接会議室

1. 開 会

（事務局：建設課長）

これより千曲市第2回空家対策協議会を始めさせていただきます。会議の進行は前回に引き続き空家対策を所管しております建設課長が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。お手元の資料、次第に沿って進めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

（会長）

おはようございます。大変お忙しい中、2回目の空家等対策協議会にご出席賜りまして感謝申し上げます。

現在千曲市には空き家が約1,000戸あると言われており、大変多く空き家があります。全国的な傾向かもしれませんが、空き家が多くあることは防災上、そして犯罪の防止、あるいは地域の景観を損なうということで、空家対策につきましては各行政とも真剣に考えていかなければいけません。

特に長野県は地震の問題がありまして、災害時には本当に邪魔な存在になる可能性が高く、また様々な動物の住処になっているなど課題が多くあり、空き家をどうするかは非常に難しい問題だと思っています。

一方で空き家は個人の所有物であり、なかなか行政で思うようにはいかないというところがあります。そういった中で、この度空家等対策計画を策定いたしまして、今パブリックコメントをやっている最中ではありますが、今日皆様方に様々な意見を頂戴して、この空家計画を実効性のあるものにしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

3. 前回会議の振り返り

（事務局：建設課長）

前回の協議会における協議事項につきまして簡単に振り返りとして事務局より説明させていただきます。

※以下説明

（事務局：空き家対策係）

前回の会議の状況につきまして、前回の中で決定事項等は特にありませんが、次第の裏面に前回会議についてまとめました。1月18日、第1回会議ということで市長含めまして7名の出席をいただき、委嘱状の交付を行いました。

役員を選出としまして、会長より指名ということで、建築士の北村委員を副会長に選出をいただきました。

4. 議 事

(事務局：建設課長)

続きまして、議事に入らせていただきます。

その前に、協議会設置要綱第6条において、会議は委員の過半数が出席することになっております。今回過半数以上となる7名の出席がありますので、成立していることをご報告させていただきます。

議事の進行は、協議会要綱に基づき岡田会長に進めていただきます。

(会長)

前回の会議の中で空家等対策計画の原案をお配りしたのですが、それに対するご意見、ご助言等をいただきたくということで本日会議にお集まりいただきました。今、ちょうどパブリックコメントをやっておりまして、明日が締め切りなので、皆様のご意見を入れながら最終的にパブリックコメントのご意見として、この会議におけるご意見等もまとめていけたらと思っております。

空家等対策計画(案)をご覧いただいて、ご意見等ありましたらお出しいただきたいと思えます。

さて、私からちょっとお聞きしたいのですが、農振地域以外の農地の売買可能面積の下限が3,000 m²から400 m²に引き下げられたことで、農地を買うという人は出てくると思えますか。

(事務局：空き家対策係)

空き家バンクの中にもいくつか農地付きで欲しいという依頼は出ています。これまでのように不足分を事前に借りたりしなくてもすぐに購入ができるようになったので、それについては、だいぶハードルが下がっていると思えます。

(委員)

それはありがたいことだと思います。強いて言うならば400 m²とだいぶ少なくはなったのですが、一人の所有者さんが現在お持ちの物件で、その持ってらっしゃる宅地を経由してでないと入れない場所に農地があるという方が結構おまして、そういうところも上限を考えずにやっていただけるととてもやりやすいかと思えます。

(会長)

農振地域以外の農地について、県内で上限を設けないというところもあった気がしたのですが、ないですか。

(事務局：空き家対策係)

もう少し低いところは確かにありますが、完全に上限を廃止している自治体については承

知していませんので、調べます。

*調査したところ、農地法第 17 条第 2 項の関係で、上限を 1 アール (100 m²) に引き下げている自治体が複数存在することが判明した。

(会長)

制限すると結局それ以上は駄目なので、それが 100 m²なのか、50 m²にしても良いのかどうかについての議論が必要だと思います。

(委員)

それで仮に面積上足りなくても、小さいところを買い取らないし借りれば、なんとかできるということですね。

(会長)

農家に行くと、住宅を建てて、その周りにわずかな農地が残っていることがありますよね。

(委員)

宅地部分があまりにも広いと農地転用の許可の理由があまり成り立たなくてちょっとむずかしいというところがあります。

(会長)

それは農地の売買ができれば、クリアできるかと思います。400 m²がいいのかどうなのか、今後、研究していかなければなりません。

(事務局：空き家対策係)

去年の 12 月に引き下げになったばかりなので様子を見ながら、事例が多く出てくるようであれば農業委員会と協議したいと思います。

*事務局より、追加資料についての説明 (ワンストップ窓口、対応フローの追加)

(会長)

今、特定空家を特定していますか。

(事務局：空き家対策係)

特定空家等に確実にされると思われる物件はありますが、手順を先に決めてから、それに沿って進めていきたいと思っています。

(会長)

先ほどの隣家が傾いていて危険だというおばあさんの話では、自分の家のブロック塀と、傾いてきた隣家の壁が重なって、壁面のところが出てきてしまっている状態です。結構深刻な問題だという感じがしています。屋根に穴が開いていて、住んでいる人も危ないし、なんとかしなくてはいけないと思っているのですが、なかなか個人的な問題で、おばあさんとしては引っ越すのが嫌なようです。空き家の問題は課題が多いです。

(委員)

この前は、雪があまり積もらなくてよかったと思います。30 センチ積もると積雪荷重は

相当に大きくなるので危険です。

(会長)

これから、湿った雪が降ってくる時期が来るので、それが心配です。ルール上は個人のものということになるのですが、できれば地域の区・自治会をあげて、空き家はどこにあってどこがどうなっているのかを地域においてきちんと把握してもらわないと、全部を市で把握することはむずかしいと思います。

(委員)

そのおばあさんは、判断とかしっかりしているのですか。

(会長)

しっかりしています。やっぱり住んでいると愛着があって手放せないようです。我々が危険な空き家だと思っても、住んでいる人は危険だと思っていないところもあって、なかなかむずかしいなと思います。住み慣れたところにいたいのだと思います。

計画案では地域の連携が出されましたけど、基本的に地域で活動していただかないと、全部市が買い取っていたら、空き家を全部買い取らなければいけなくなってしまいますが、それはできません。

今、都市計画課で、地域と住民協定、景観協定を結ぶ方向で事業を進めています。そのようにしていかないといけないのかと考えています。全部行政が空き家を買っていったら買い切れません。今は建物を使う方法を考えていきたいと思っています。

どんな方法にせよ使っていないと家は傷んでいってしまうので、いろいろな方々に紹介して活用方法を生み出しながらやっていくと、まち全体も人が入ってくるようになると思います。このようなことを景観協定でサポートしていきたいと考えています。

(委員)

32 ページ、信州まちなかりノベーション推進事業、長野県事業とありますが、そういったことでしょうか。

(会長)

そうです。そうやって、リノベーションしながら、再生させようとするところが駅前にあるのですが、今朝もNHKでやっていましたけれども、商店街などはよそから人を連れてきて店を開いてもらわないと上手くいきません。

もともとそういった場所は、高齢者が暮らしていくのにも条件に適したつくりになっていると思います。それを上手く使っていただいてやっていこうということなんです。いくら大型商業施設ができて、地域の高齢者は地域の商店街で買い物をすると思います。1回2回は行っても、毎回大型商業施設まで歩いていくことはできません。地域の商店街はある意味高齢者のたまり場になっていくといいかなと思います。

今、高齢化が進んでいて、2025年、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。その社会をどうするか、今年から3年かけて介護保険事業などで何とかしよ

うとしていますが、その地域で高齢者が普通に生活していける環境を作りたいと考えておりますが、そこには全部空き家関係してきます。

そこでどうやって地域力を出していくか、その地域力で支えていかないと支え切れないと考えています。そこは空き家の活用を含めて考えていかなければならないかと思えます。

障害者も現在、増加傾向にあって、たとえば、今の療育センターに入っていたら子どもたちは18歳で退所して、そこから上の大人は40床しかなくて満床、行く場所がないという状況です。グループホームを作りたくても全く新たに建設するのか、あるいは空き家をリフォームするのか。そして、ちょっと大きな空き家だったらグループホームを作ろうと思ったら使える可能性はあると思えます。ひとつのグループホームに5、6人の人が入るとしたら、大きな住宅なら使えるかなと思えます。それは補助金をもらいながらリフォームして使って使えるという方策ができていくと思えます。古い農家の中には大きいものがありますよね。

(事務局：空き家対策係)

それでは、この計画についてのご意見、ご助言ありましたら、計画に反映させていきたいと思えますので、皆様からいただきたいと思えます。

(委員)

空き家管理については計画案では30頁から31頁にかけてのシルバー人材センターとの連携というところが対応策になるのでしょうか。

(事務局：空き家対策係)

空き家の管理につきましては、家屋の管理まではシルバー人材センターの方では難しいということで、苦情が出やすい草刈りや枝の剪定が一番の中心になってくるかと思えます。それに関しては今までもシルバー人材センターと連携してきています。遠隔地の方が依頼をされて、草刈りをした後の写真を撮って請求書と一緒に送るという流れがありますので、ある程度件数もとまってくるし、こちらとしても一括して案内ができれば仕事にもなりますので、その辺りでの連携を取ればと思っています。

また、空き家本体の管理につきましては、現在、職業別電話帳にはあまり出てきていませんが、新しい業務として空き家管理の業者さんが、近隣では長野市あたりにもたくさんいらっしゃいます。値段もかなり安いものも出てきているようなので、その辺りをご案内することしか今はできない状況です。

空き家をお持ちの方の中には、隣近所にその旨を伝え、「現在はここに住んでいます。連絡先はここです。何かあればご連絡ください。」とコミュニケーションをとっている方もいらっしゃいます。その辺りについては、すぐに対処しなければ危険、壊れてしまうということであれば、ある程度は周りの方々の目で見えていただくという地域の管理みたいなことも、今後、協働連携的な視点でお願いをしていくというようなことを進めていきたいと思っています。

(委員)

空き家の継続的な管理については、計画案の中にはないということによろしいのでしょうか。

(事務局：空き家対策係)

個人の持ち物についての管理でどこまで入れるかということになりますので、まずは所有者への意識啓発、呼びかけをしていきますが、そこから先、危険があるものにつきましては特措法で対応します。当面危険がないということであれば、ある程度はそのままでも仕方がないと思います。

(委員)

基本的には所有者の責任になりますよね。

(会長)

今、おっしゃったことはとても良いことだと思います。

空き家をどうするか、誰が管理するのか、シルバー人材センターでもいいのだけれど、管理する方法として方向性だけでも出しておかないと「どうすればいいんだ？」という話になってはいけないと思います。それはシルバー人材センターだとか、近所に頼むとか、地域コミュニティだとか、いくつか方法はあるので、それを文言にしておかないと、結果として方向性が出なくなってしまうのではないかと思います。

(事務局：空き家対策係)

空き家の管理をどうするかということにつきましては、現在こちらで考えうる範囲で追記、書き込みをさせていただきたいと思います。

(委員)

私の中で、もう既に雑草が生えているとか、壊れそうだというものについてはシルバー人材センターにお願いすればいいと思うのですが、その前段階の見回りとか、空き家の相談についてうまく問い合わせができる体制があればいいなと思いました。

(事務局：空き家対策係)

それが紙で出させていただいたものになりまして、庁舎内の業務につきましては市役所に来ていただくという形になりますが、そこから業者さんにつなぐ、あるいは地域につなぐということも含めて展開はできると思います。

(委員)

よくわかりました。ありがとうございます。

(委員)

現状として、特定でも通常の空き家でも区で空き家リストを作ったり管理したりということはしているのでしょうか。

(事務局：空き家対策係)

今のところ、聞く範囲ではしていないようです。この間、市報でもそのようなことを進め

ていただくのはどうかと呼びかけをさせていただいてはいます。

(委員)

思いがけず突然空き家になってしまうケース、例えば、突然倒れられて、そこから空き家になってしまう、というようなことを一番把握できるのは区・自治会といった地域の方々だと思うので、まずはリストなどの整備をするべきだと思います。

また、通常の空き家で県外に息子さんや娘さんがいらっしゃって、空き家になってしまった場合でも固定資産税などの税金は当然かかっているものなので、そのご子息が税金を納めるという形を取っていると思うのですが、特定空家に行く前の使える空き家であれば、民泊なども考えていってもいいのか、それとも市としてはいろんな方が入ってくるので、民泊は反対なのかにもよるかと思うのですが、そういったことも多少は検討材料としてあるのでしょうか。

(事務局：空き家対策係)

今回目標を3つ設けておりますが、3番目の目標としてこれからの有効活用ということで全てではないのですが、いくつかの可能性として宿泊施設としての活用ですとか滞在型シェアハウスといった提案をさせていただいております。

最近の長野県の動きの中で、民泊については県内の地域の中で調整をしているという報道がありましたが、そのことについて千曲市の空家等対策計画の中では、この地域はこういったことに向くとといった内容をある程度、区域ごとに色付けし、特性を把握するようにしているので、そういった中で可能なものとなると、やはり個別に判断していくことになるかと思えます。

所有者の意向調査もしながら、こういった形でマッチングして良いかということ、また逆に活用のほうでは、業者さんが使える空き家があれば使うかどうかみたいなことで、両方が集まってこられるよう情報を出していくことができれば、様々な活用の道が見えてくるのではないかと期待しています。

(委員)

22 頁のところでも相続に関して、相続の生前対策、相続登記の促進というところで、千曲市でも毎月相談会を行っているかと思いますが、当然私も入っているのですが、法律相談の中で、圧倒的に相続についての相談が多いです。

半分以上が相続の相談かなというのが個人的な感覚です。

さらに相続の相談というと、すでに発生している相続について、相続人さんの中でどのようにやっていけば良いかという相談が多かったのですが、最近の傾向としては相続の相談のさらに半分は、自分が死んだ後どうしたら良いかという生前の相続の相談が増えてきているかなと感じます。相続は一般の方からすると一番身近な法律相談だと思いますので、皆さん興味があるのだらうと思います。その中で、相続の生前対策であったりとか、登記の問題であったりとか、そういったところを現在も行っているのですが、もう少しきめ細やかにやっ

てあげても良いのかなと思います。

今、2か所で行っていますが、もう少し細かくいけば町内会レベルで相談をやっていって自治体から積極的に市民に歩み寄った上でやっていった方がより効果的なのではないかと個人的には思います。

(会長)

今、相続の相談は多いのですか。

(委員)

コンスタントにある仕事ではありますが、ここ1、2年、空き家問題や相続未登記の問題は割とクローズアップされているので、市民の皆さんの意識がだいぶ高まっているのかなというところと、あと、ここ5年くらい「終活」という言葉が使われるようになってきて、昔は「遺言つくってよ」なんてなかなか言いづらかったのですか、下の世代からは言いづらいう中で、「終活」という言葉がはやってきていて、上の世代の方がそういったものを用意した方がいいんだと意識するようになって来ているので、その辺りのハードルはぐっと下がったように感じます。

実際、成年後見などの利用もはやっているということもありますし、ご高齢の方も結構ネットなどしますので、そういうのを聞きながら、うちの事務所に来る方もいらっしゃるのですが、情報はあっても具体的に何をしたらいいかわからないという人が結構多いと思うので、その辺りをすくい上げていけば、ある程度の効果があるのではないかと思います。

(会長)

そうですね。相続で分からなくなってしまう土地は沢山あるのですね。

相続されないままで、2代3代前で分からなくなってしまう。特に山間地はそうですね。それらの土地を合わせると九州に相当するようです。そういった意味では事前に、生前時に相続をどのように考えておくかということが空き家の解消にも結果的につながっていくと思います。

(委員)

先ほどグループホームの話がありましたが、実際、救急車で運ばれてもだいたい3ヶ月くらいしかその病院にはいられず、そのあと転院するにしても養護施設にはすぐに入ることができず、待機している人がいるということが非常に多いらしいのです。

そういう人たちを受け入れられるような施設として利用できればと思います。グループホームにするにしても、その家自体が古くて耐震面や昔の間取りになっているので、生活がうまくいくかというところでは、なかなかむずかしいと思います。うまくいくようにするには、補助金を出して再利用できるようにしても良いのではないかと思います。

(会長)

補助金はあると思うのですが、運営するスタッフがないということが問題です。

NPO法人を作ってやるにしても、ある程度の専門家が必要になるわけで、そのスタッフ

が足りない、本当は空き家をそのように活用していければ、グループホームで地域に飛び込んで生活していくことによって認知症の進行を止めることができる。やるスタッフがたくさんいれば、様々なところにグループホームを作ればいいと思うのですが、また、医療福祉センターもそうなのですが、ドクターや歯科医師など専門の方がいないと治療も大変です。

だいぶ苦勞して探していますが、今、70床 18歳以下が30、以上が40、増床しない限りむずかしい。18歳から上は基本的に一杯ですが、かといって18歳以下を減らそうと思っても、そこもいっぱい、その中で出ていく人をどうするかという話になったときに、空き家の活用も全部できるわけではなく、大きなところで、バリアフリーなどにしなくてはならないし、経費もかかる。スタッフもいないしなかなかむずかしい問題になっています。

(委員)

資料のデータが25年度のものだったので、最新版をよく調べてやるべきではないかと思っています。

(事務局：空き家対策係)

追跡などはしていませんが、特に危険な60棟について意向調査などを行ったり、苦情への対処をしたりしてきています。また、危険ではないけれど空き家であるところに関しては今のところ当時のままになっています。この計画が定まった30年度に、現況に近づけられればと考えています。

(会長)

空き家の定義とはなんですか。

(事務局：空き家対策係)

特措法上では空家等という、危険な特定空家等ではないものに関しては、一年以上活用されていない実態のあるものが、空家等として定義されています。人は住んでいなくても、倉庫などとして活用されているものは空き家とされない場合もあるため、外観だけではなかなか判断できないといった状況です。

(会長)

前回の調査で外観だけでわかる空き家は1000棟を超えました。その時に、危険と判断された空き家が60棟でした。

(委員)

他の自治体の話になりますが、空き家バンクの運営会議で坂城町さんと話をさせていただいた際、上限はありますが、空き家バンク事業にご協力いただいた方への補助金を交付する制度があるとのことで、移住等を促進するかたちで設けられているようです。千曲市さんのほうではそのようなものはないとのことでしたので、そういった制度を考えていただいても良いのかと思います。

また、千曲市さんだけに限りませんが、市内でもアスベスト等を使用している一般住宅があるということで、それに対しての何らかの対策やリフォーム、解体への支援などあっても

良いのではないかと思います。

アスベストの件を購入希望者に伝えてしまうと、全く相手にされないということもあり、またその解体や除去にもかなりお金がかかってしまい、二の足を踏んでしまうということで、具体的にそういったことも考えていただければありがたいと、日頃、空き家バンク事業を進めている中では思います。

(会長)

それが、一番多いですかね、リフォーム資金とか。

(委員)

そうですね、空き家バンク事業ということの中では、そのような状況ですが、実際には昭和56年以前、かなり古い物件は耐震基準も満たしていないので、それをリフォームして使用される方は少ないのが現状です。

(会長)

普通の住宅でもアスベストを使っているのですね。

(委員)

そうですね。その方は建築時の図面等を全部お持ちで、見たら記載があったので、おそらく使っているのではないかと思います。そうすると、利用希望者はそういう記載があっただけで「もういいです」ということになってしまいます。

(会長)

アスベストというのは、塗料の中にも入っていますよね。何か支援は現在行われていないのでしょうか。

(事務局：空き家対策係)

一般住宅への支援はリフォーム支援も含めて、今はやっていないかと思います。

(会長)

若干でもそういう対策は必要かもしれないですね。

(委員)

あるいは、こうやれば使えますよ、とか。

(会長)

今、三世代による同居近居促進事業がちょうど住宅への補助制度としてありますけど、それは結局、自分の親を見守ってもらいたい、という思いがあってやっています。空き家もそのような方向で有効活用できればいいのですが、それも、ひとつのきっかけになればいいと思います。

(委員)

坂城町さんのお話だと、その補助金制度の申請は、さほど出されていないようですが、ただ、空き家バンクの担当業者の方にも周知が足りていないということもありますので、今後促していこうかなと思っています。

(会長)

今、市内では民間が住宅開発をやっており、ほとんどが売れているようです。人口は減っていますが世帯数は増えているので、親の大きな家は放っておいて、小さな家を作ってしまう。

(委員)

便利なところに新しく家を建てるという方は多いかもしれないですね。

(会長)

今、金利も安いし、土地も安い、チャンスだと思って一気に住宅が増えました。だから、同じように空き家も増える。

(委員)

坂城町は、自治体の窓口や金融機関の窓口に行くと移住促進のパンフレットなどを結構置いていることがありますね。千曲市はそういったものをあまり置いていないイメージがあります。

(会長)

千曲市から出ていった人と、入ってくる人で、社会増減がプラスになっているんですよ。長野広域連合でも増えているところはあまりないのですが、28年は148人、昨年が67か68人増えていて、プラスになっていることはいいことです。

(委員)

どこから入ってきているかわかりますか。

(会長)

多分、長野市だと思います。いろんな要素があって、多分ママ友たちが、子育てに対する支援で千曲市に引っ張られるということがあっていると思います。同じ長野地域の中を移動しているだけなので、トータルではあまり変わっていません。

外から来てくれれば県人口は増えるのですが、今のところ、長野地域の中を行ったり来たりしているだけの話だと思います。

(委員)

住宅に関する相談会を開催しているのですが、圧倒的に多いのが「空き家を持っているがどうしたら良いか」という相談で、どうやれば高く売れるか、稼げるか、そういった相談が多いです。なかなか我々も的確な回答ができないのですが、このような場で空き家の活用方法等うまい提案ができれば良いのではないかと思います。

あと、疑問に思うのが、確実に特定空家等に該当すると思われる空き家なのですが、相続人等がいなければ仕方がないと思いますが、所有者がわかっているのに放っておくことには理由があるのでしょうか。

(事務局：空き家対策係)

行政が特措法上の手を打たないのはなぜかということでしょうか。

(委員)

所有者が壊さないで放っておく理由です。

(事務局：空き家対策係)

今のところは固定資産税によるものではないかと思われます。軽減を受けられるので、壊して更地にした後の活用の目処が立たない以上、壊して費用がかかり、固定資産税も増えるというのは嫌だと判断される方が多いと思います。

(建設部長)

更地にすることで固定資産税が増えることが負担になっている方が結構多いようです。

(委員)

全国のニュースなどを見ていると解体に補助金を出す自治体も出てきているようなのですが。

(建設部長)

それに関しては今後検討していく必要があるかと思います。しかし、個人の財産、持ち物なので、どの程度手を出すかなどは研究していかなければならないと思います。

(会長)

固定資産税がすごく高くなってしまっているので、解体工事などに補助金を出していかなければならなくなるかもしれませんね。

(委員)

特定空家等を行政代執行で解体して、所有者に費用を請求しても、実際もらえないですよ。

(会長)

そうなんです。払うことができるのであれば自分でやりますよね。行政代執行で払ってもらえることはおそくないかと思います。

(委員)

特定空家等に決定するのは小諸の、ここでいう 28 頁ですか。

(事務局：空き家対策係)

小諸の判定のためのチェックリストが結構うまくできていまして、平成 27 年度の先駆的な空家対策として国から補助をもらって、そういったシステムを作っています。

空き家対策長野地域連絡会でも、参加する 9 市町村の中では小諸のシステムに倣うという形になっています。ただ全く同じものを全部ということではなく、自分のところにあった形で修正を加えています。ただし、一応小諸からの出典であることは書いて欲しいとのことです。それを入れつつ、流れを千曲市なりにつくっています。

(委員)

これは誰が判断することになるのでしょうか。

(事務局：空き家対策係)

特措法上は、最終的に指定の決定をするのは行政ということになっています。

行政内部である程度調査等をする中で、特定空家等にすべきであろう住宅をピックアップし、情報整理をして協議会にかけさせていただきたいと思います。

協議会で、指定が良いか悪いかを決定していただくということではなく、状況を説明させていただきますので、それに相当するかどうかということについて、専門のお立場でご意見等いただければと思います。そのご意見をもとに行政としての最終決定をしていきたいと思っております。

(会長)

協議会でそういったものが出てくる可能性は沢山あると思うのですが、今回の計画を作り、パブリックコメントがあって、いよいよ実行する段階になってくると、まだまだ色々な課題が出てくると思います。その課題をそれぞれクリアしながら、この協議会で話し合いながら進めていきたいと思っております。

(事務局：建設課長)

皆様からひととおりご意見をいただきました。リフォームの話、あるいは移住を促進する方法、生前登記や解体の話、様々なご意見が出ましたけれども、事務局で整理させていただきまして、これらにつきましてはパブリックコメントの中に対策協議会委員からの意見として掲載させていただきたいと考えております。

(会長)

その他につきまして何かご意見があればいただきたいと思っております。なければ事務局で今後の予定がありましたらお願いいたします。

(事務局：空き家対策係)

今日いただきましたご意見は計画案に反映させていただきたいと思っております。

そちらを最終案として、決定前に皆様に一度お送りさせていただきましてお目通しをいただければと思います。その上でさらに修正等必要があればご意見等頂戴できればと思います。それに続いて庁内の決裁を経て、計画をホームページに公開し、それを以って最終決定とさせていただきます。

今回いただいたご意見は、最終案をお送りする際に、別紙で一覧にさせていただきます。

以上